○海上保安庁告示第三十五号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定により、次のように告示する。

平成二十九年八月三十日

海上保安庁長官　中島　敏

名称　昆布森灯台
位置
所在地　北海道釧路郡釧路町（昆布森港第三南防波堤灯台の西方約五五〇メートル）
北緯　四二―五六―五五
東経　一四四―三一―一六
廃止年月日　平成二十九年七月二十八日

名称　芦辺港灯台
位置
所在地　長崎県壱岐市（龍神埼の南南西方約一・〇キロメートル）
北緯　三三―四八―一四
東経　一二九―四五―四三
廃止年月日　平成二十九年八月一日

名称　島尻港大神東防波堤灯台
位置
所在地　沖縄県宮古島市（島尻港大神東防波堤外端）
北緯　二四―五四―四四
東経　一二五―一八―二四
廃止年月日　平成二十九年八月三日

○海上保安庁告示第三十六号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定により、次のように告示する。

平成二十九年八月三十日

海上保安庁長官　中島　敏

名称　清水港東燃シーバース灯
位置
所在地　静岡県清水港（清水港江尻船だまり北防波堤灯台の北北東方約七四〇メートル）
北緯　三五―〇一―二六
東経　一三八―二九―五七
変更した事項
名称　清水港ＪＸＴＧシーバース灯
変更年月日　平成二十九年七月三十一日

名称　日司港外防波堤灯台
位置
所在地　北海道積丹郡積丹町（日司港外防波堤外端）
北緯　四三―二一―一八
東経　一四〇―二七―四三
変更した事項
灯質　単せん緑光　毎三秒に一せん光
実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ
変更年月日　平成二十九年八月八日

名称　ＪＸ喜入石油基地船だまり東防波堤灯台
位置
所在地　鹿児島県喜入港（喜入船だまり東防波堤外端）
北緯　三一―二三―四〇
東経　一三〇―三二―二八
変更した事項
灯質　単せん緑光　毎四秒に一せん光
実効光度一〇〇カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで四・一メートル　平均水面上から灯火まで六・六メートル
変更年月日　平成二十九年八月八日

名称　ＪＸ喜入石油基地船だまり北防波堤灯台
位置
所在地　鹿児島県喜入港（喜入船だまり北防波堤外端）
北緯　三一―二三―三八
東経　一三〇―三二―二六
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎四秒に一せん光
実効光度一〇〇カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで四・一メートル　平均水面上から灯火まで六・六メートル
変更年月日　平成二十九年八月八日

名称　博多港東航路第六号灯標
位置
所在地　福岡県博多港第三区（博多港西防波堤北灯台の北方約三・一キロメートル）
北緯　三三―三八―四四
東経　一三〇―二三―一三
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十九年八月九日
記事　一時位置変更中のところ灯質及び記事変更のうえ復旧

名称　豊間港沖南防波堤灯台
位置
所在地　福島県いわき市（豊間港沖南防波堤外端）
北緯　三六―五九―三二
東経　一四〇―五八―五六
変更した事項
位置
所在地　福島県いわき市（豊間港沖南防波堤北東端）
北緯　三六―五九―三〇
東経　一四〇―五九―〇一
灯質　群せん緑光　毎六秒に二せん光
記事　補正

人事異動

内閣

○環境大臣臨時代理解職

国務大臣　石井　啓一

環境大臣中川雅治帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　石井　啓一

内閣府特命担当大臣中川雅治帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力防災担当）事務代理を免ずる

（以上八月二十五日）

○経済産業大臣臨時代理解職

国務大臣　茂木　敏充

経済産業大臣世耕弘成帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　茂木　敏充

内閣府特命担当大臣世耕弘成帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を免ずる（以上八月二十六日）

○国土交通大臣臨時代理

国務大臣　小此木八郎

国土交通大臣石井啓一海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○財務大臣臨時代理解職

同　野田　聖子

財務大臣麻生太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　野田　聖子

内閣府特命担当大臣麻生太郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を免ずる（以上八月二十七日）

○農林水産大臣臨時代理

国務大臣　中川　雅治

農林水産大臣齋藤健海外渡航不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する

外務大臣秘書官に任命する

盛　純二

外務大臣秘書官　岸本　憲治

願に依り本官を免ずる（以上八月二十八日）

法務省

○定年退官

岩国区検察庁副検事南茂之は、検察庁法第二十二条の規定により八月二十六日限り定年退官